

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 又は第7号により随意契約をすることができる 場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>競争入札に付することが不利と認められるとき、又は時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>	<p>1 契約の概要 現在、消防学校まとい寮は、県の施設の長寿命化計画により改修工事が行われている。 まとい寮の改修工事は、今年度で完了予定であったが、新型コロナの感染防止対策で、班室を現在の大部屋から、桜寮と同様に個室とする必要が出てきた。 このことから、来年度以降の初任科教育訓練における入寮生活に支障が出るため、急遽追加工事が必要となった。 今回の班室改修工事は、新型コロナ対策によるものではあるが、長寿命化計画により、今後20年まとい寮を利用するためには、必要な工事であることから、現在行われている、まとい寮改修工事に追加して行う必要がある。</p> <p>2 「不利」又は「著しく有利な価格」の説明 今回追加で施工しなければならない工事の想定される工事期間は、現在施工中の工事と重なっている。 従って、現在の施工業者と契約をすれば、工事期間中の現場事務所、資材置き場等の維持管理にかかる経費が大幅に削減できる。 また、新たな業者による工事となると、現在施行中の工事業者との調整が必要となるなど、事務の増加を回避できる。 今回の工事の仕様から出した工事費試算と、現在施工中の業者に見積を行ったところ、現場管理費等の経費を大幅に削減できることが確認できた。 また、同一仕様による、第3者による見積で確認したところ現場管理費等に差が生じており、本工事は、現在施工中の業者と契約を締結することで、著しく有利な価格で施工することができるものである。 (参考資料 見積書および現工事の工程表)</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。